

明和町学童保育所の管理運営に関する基本協定書

明和町（以下「甲」という。）と_____は（以下「乙」という。）とは、東・西学童保育所（以下「学童保育所」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と、明和町学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年明和町条例第3号。以下「条例」という。）第3条の規定により指定管理者に指定された乙が相互に協力し、学童保育所を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実等の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、規則その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設は別表1のとおりとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

（指定期間）

第4条 乙が管理業務を実施する指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（管理業務の内容等）

第5条 乙が行う管理業務は、条例第4条に掲げる業務とする。

2 前項に規定する業務の内容は、別紙仕様書及び乙から提出された事業計画書に定めるとおりとする。

3 乙は、本協定書、別紙仕様書及び事業計画書並びにこれらに基づく甲の指示及び通知（以下「本協定書等」という。）に従って、管理業務を実施しなければならない。

（本協定書等に関する通知義務）

第6条 乙は、本協定書等によることができないとき又は本協定書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して

必要な指示を与えなければならない。

(指定管理料)

第7条 甲は指定管理料を乙に対して支払う。

2 甲が乙に対して支払う協定期間中の初年度及び次年度以降の債務負担行為に係る指定管理料の総額は、____円（消費税相当額を含む。）を上限とし、各年度の指定管理料は、別途年度協定で定めるものとする。

(保育料収入の取扱い)

第8条 学童保育所の保護者が納付する保育料は、乙の収入とする。

2 保育料の額は、別に定めるものとする。

(指定管理料の清算)

第9条 甲は、指定管理者が協定で定めた水準どおり確実に実施する中で、保育料収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めない。

2 甲は、保育料収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填しない。ただし、消費税の変更があった場合は協議を行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託等の制限)

第11条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、第三者に委託し、又は請け負わせた業務の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。

4 乙が、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙が負担するものとする。

(法令上の責任)

第12条 乙は、乙の従業員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他の法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないもの

とする。

（責任及びリスク分担）

第13条 管理業務に関する責任及びリスク分担の区分については、別記1「責任及びリスク分担の区分表」に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により定める事項で疑義がある場合又は前項の規定により定める事項以外の不測の事由による責任及びリスク分担の区分は、甲と乙との協議により定めるものとする。

（施設等の維持修繕）

第14条 施設又は設備の修繕については、1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上のものについては甲が、1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）未満のものについては乙が自己の費用及び責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、甲と乙との協議により実施するものとする。

- 2 乙は、故意又は過失により施設又は設備を毀損滅失したときは、甲との協議により、自己の費用で当該施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（甲による物品の貸与）

第15条 甲は、別紙に定める物品（以下「貸与物品」という。）を、無償で乙に貸与するものとする。

- 2 乙は、指定期間中において、貸与物品を常に良好な状態に保たなければならない。

- 3 貸与物品の修繕については、1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上のものについては甲が、1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）未満のものについては乙が自己の費用及び責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められたときは、甲と乙との協議により実施するものとする。

- 4 貸与物品が経年劣化等により管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、甲と乙との協議により、当該物品の取扱を決めるものとする。

- 5 乙は、故意又は過失により貸与物品を毀損滅失したときは、甲との協議により、甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

（乙による物品の購入等）

第16条 乙は、管理業務の実施に供するために必要な物品を購入し、又は調達するものとする。

- 2 前項の規定により購入し、又は調達した物品は、乙に帰属するものとする。
ただし、甲があらかじめ指定した物品及び施設の管理運営に欠くことができないと認められる物品については、指定期間の満了後に甲又は甲が指定する者に引き継ぐものとする。

（緊急時の対応）

第17条 乙は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事項を定めなければならない。

- 2 乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。
- 3 緊急事態が発生した場合は、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たらなければならない。

（秘密の保持）

第18条 乙は、本協定の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、本協定による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護に関する別記事項」を守らなければならない。

（文書等の管理）

第19条 乙は、管理業務の実施に当たって作成し、又は取得した文書、図面及び写真並びに電磁的記録（以下「文書等」という。）について、適正に管理及び保存をしなければならない。

- 2 乙は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、文書等の管理について、甲の指示に従わなければならない。

（情報公開）

第20条 乙は、明和町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成12年明和町条例第6号）の規定に準じて、文書等の公開に努めなければならない。

（管理業務の自己点検等）

第21条 乙は、学童保育所の安全管理、サービスの提供、個人情報保護その他の遵守すべき事項について、定期的かつ継続的に自己点検を行い、その結果を踏まえて業務の改善に取り組まなければならない。

- 2 乙は、利用者の意見及び要望を把握し、管理業務に反映するよう努めなければならない。

（事業計画書の提出）

第22条 乙は、指定期間における事業年度ごとに、毎年度甲が指定する期日ま

でに事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 事業計画書を変更する必要があるときは、甲と乙との協議により、決定するものとする。

(管理業務に従事する者に対する措置請求)

第23条 甲は、管理業務に従事する者が管理業務の実施につき著しく不適當であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(管理業務の調査等)

第24条 甲は、必要がある場合には、乙に対して管理業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は、当該調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(事業報告書の提出)

第25条 乙は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、年度の途中において、指定管理者の指定が取り消された場合は、当該指定が取り消された日から30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(月例報告書)

第26条 乙は、毎月終了後、15日以内に、月例報告書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第27条 甲は、毎年度終了後、本協定書等に定める内容に基づき管理業務の完了を確認し、検査を行うものとする。

(改善の指示)

第28条 第24条から前条までの規定に基づく調査、報告及び検査の結果、実施した管理業務の内容が本協定書等に適合しない場合は、甲は、乙に業務の改善を指示するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、速やかに当該指示に従わなければならない。

(自主事業の実施)

第29条 乙は、指定管理者指定申請書又は事業計画書で提案した自主事業について、自己の責任及び費用により実施しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、乙は、学童保育所の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主

事業を実施することができるものとする。

- 3 乙は、前項の規定に基づき自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第30条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲は、乙に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

- 3 不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）その他甲及び乙の責めに帰することができない事由をいう。以下同じ。）により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲と乙とは、管理業務の継続について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第31条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 甲に対し虚偽の報告をし、又は報告若しくは調査を拒んだとき。
 - (2) 管理業務に関する甲の指示に従わなかったとき。
 - (3) 関係法令、条例又は本協定に違反したとき。
 - (4) 応募時の指定管理者の資格要件を満たさなくなったとき又は指定管理者指定申請書若しくは添付書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (6) 破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (7) 自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手について、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - (8) 組織的な違法行為が行われる等、施設の管理業務を行わせておくことが社会通念上不相当であると認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙による管理業務の実施を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合において、指定の取消し、又は管理業務の全部若しくは一部の

停止により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(指定の取消し等に伴う措置)

第32条 乙は、指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に指定管理料が支払われているときは、当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた指定管理料として甲が計算して定める金額を、甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第33条 乙は、本協定に定める業務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 管理業務の実施に当たって、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(業務の引継ぎ)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき（指定期間の満了後、引き続き乙が指定管理者として指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定する者に対し、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

(原状回復義務)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき（指定期間の満了後、引き続き乙が指定管理者として指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲が指定する期日までに、管理物件を原状に回復し、甲又は甲が指定する者に対して引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は、管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲又は甲の指定する者に対して管理物件を引き渡すことができるものとする。

(年度協定書)

第36条 本協定により年度協定書において定めるとしている事項のほか、年度ごとに協議する必要がある事項については、年度協定書に定めるものとする。

(重要事項の変更)

第37条 乙は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更を行ったと

きは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(協定の変更)

第38条 甲及び乙は、管理業務の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予想することのできない事由により本協定に定める条件が不適当となったときは、協議して本協定を変更することができる。

(疑義の決定等)

第39条 本協定に関し疑義のあるとき又は本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙との協議により定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 群馬県邑楽郡明和町新里250番地 1
明和町長 富塚 基輔

乙

別表 1

管理施設一覧

名称	所在地
東部学童保育所	群馬県邑楽郡明和町千津井314番地
西部学童保育所	群馬県邑楽郡明和町須賀249番地 1